

生活協同組合コープかがわ 職場環境改善の取り組みについて

1. 「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画

生活協同組合コープかがわは、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、行動計画を策定しました。

以下の通り、仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることでその能力を十分に発揮できるようにするため下記計画を立てて、仕事の効率化と、制度の周知を進めます。

計画期間 2019年4月1日～2021年3月31日

<目標 1> 計画期間内の1人月間労働時間を2%削減します。

<対策 1> 2019年4月-生産性向上プロジェクトを立ち上げ、仕事の効率化を検討する。
2019年7月-検討した結果を踏まえ、順次実施していく。

<目標 2> 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策 2> 定期的に部内報で制度の周知を行う。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく行動計画

生活協同組合コープかがわは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（通称 女性活躍推進法）に基づき、行動計画を策定しました。

計画期間 2018年4月1日～2020年3月31日

①計画期間内に1人当たりの所定外労働時間を2016年度の水準に削減する。(2017年度から5%削減)

(理由) 組織全体で取り組む課題であり、女性活躍推進に向けた行動計画にも組み込むことで意識の高揚を図ります。所定外労働時間を削減することは女性が働きやすい環境に直結すると考えます。

②部門や勤務地を限定した限定職採用制度や短時間勤務制度を導入します。

(理由) 女性が継続して働きやすくするため。